6/18 みなと新聞

漁獲、荷口に16桁番号

水産庁案 不法漁獲物防止へ情報伝達簡便化

第2回水産流通適正化検討会議

不法な漁獲物の流通を防ぐ特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）の制度運用などについて話し合う「水産流通適正化制度検討会議（第2回）」が15日、都内であった。水産庁は採捕事業者に割り当てる届け出番号や対象の漁獲物に付ける漁獲番号、情報伝達簡便化の観点から付ける荷口番号の桁数や決め方について提案した。

16桁にするとの案が示された漁獲番号や荷口番号の決め方については、参加した委員から「トレース（追跡）のための意味合いを持たせる観点から16桁は必要」との意見があった一方で、「水産庁提案の16桁だと長い」との意見もあった。

同法は国産品輸入品それぞれについて、不法漁獲されやすい魚種を指定し、取扱業者に対して生産の合法性を証明する情報の伝達・記録を求める。同会議は7月ごろまで計4回非公開で行い、検討結果を反映した政省令を12月に公布する予定だ。

今回の会議では行政機関が各届け出番号について、水産庁は届け出の可能性がある事業者の数と将来的なシステム改修コストなどを踏まえ、7桁にすることを提案。漁獲番号については届け出番号（7桁）や取引年月日（6桁）、取引番号（3桁）で構成する16桁の番号にすることを提案した。

荷口番号をめぐっては、加工流通の過程で荷口の統合や小分けがなされる場合、事業者間の情報伝達の簡便化の観点から、複数の漁獲番号を1つの荷口番号に置き換えることも可能と水産庁の山口英彰長官が昨年12月に臨時国会で答弁している。第2回会議では荷口番号も漁獲番号と同様に唯一無二の番号とし、複数の漁獲番号に代わる伝達可能な番号として、事業者を区別する番号（7桁）や取引年月日、取引番号で構成する16桁の番号にすることを提案した。

また、漁獲番号と荷口番号は同じ16桁のため、両者の識別ができるよう、例えば最初の1桁目について漁獲番号は1～4を、荷口番号は5～9の数字を割り振ることもできるとする案を示した。

番号発行負担 軽減策も提案

漁獲番号の伝達の際には原則届け出採捕者が漁獲番号を構成し、伝票に記載するなどして情報を伝達することになる。ただ、人員の少ない漁協では漁獲番号の発行や伝達が困難なケースがあることから負担軽減のための対応策を提案。漁協側が届け出番号をあらかじめ相手方の1次買受人側に伝達し、1次買受人側で取引年月日と取引番号を統合して漁獲番号を作成した上で、漁獲番号を両者間で認識する案を示した。

対象魚種のうち輸入物や養殖物の流通については、国内で採捕されないため漁獲番号は付ける必要はないが、輸入物もしくは養殖物であることを伝達することとなる。ただ、食品表示法で表示義務が既に課されているため「新たな負担が生じることは想定していない」とする。

水産庁によると、委員からは漁獲番号と荷口番号の桁数の多さを指摘する意見があったが、その他は目立った反対意見はなく、どの案にも理解を示す意見が出た。

6/18 みなと新聞

採捕者届け出電子化に

取引情報は共販システムで

15日の水産流通適正化制度検討会議（第2回）では、水産流通適正化法の漁獲番号や荷口番号などの運用方法の他、電子化の方向性についても議論した。採捕者らの届け出や届け出番号の通知は原則電子申請（農林水産省共通申請サービス（eMAFF））で実施するとした他、届け出事項の変更がなければ初回のみでよく、窓口訪問は不要とした。漁協の代理申請を可能とすることも検討している。

産地市場の電子化の状況について産地市場運営者に実施したアンケート結果も示した。アンケートによると、電子荷受・電子入札システムを導入しているのは12％（31事業者）にとどまり、電子化されていない市場が約9割に上ることが判明。一方で、共販システムを導入しているのは79％（197事業者）。共販システム導入事業者のうち仕切書や請求書の作成機能があるとしたのが94％（185事業者）と、多くの事業者で共販システムを活用している。

この結果を受け、水産庁は漁獲番号などの取引情報を共販システムへ電子的に送付できるよう環境整備に取り組んでいく必要性を示した上で、4月から実施している水産流通適正化法に係る電子システム対策事業（2・55億円）で支援するとした。

アンケートは水産庁が今年2月に産地市場を運営する事業者569組合・企業に都道府県経由で依頼し、249件（回答率44％）から回答を得た。